

生活福祉資金貸付制度 ご案内

生活福祉資金貸付制度は「低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的」とした制度です。また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関とも連携し、支援を行うものとされています。



どのような内容の 相談ができますか

社会保険や公的給付の申請
手続きを行っているが、初回
支給までの生活費が足りない…

自営業を行っていたが、業績が
安定せず廃業することになって
しまい、再就職先を見つけるまで
の生活費がない…

一時的な医療費
の支出で家計が
圧迫されている…

子どもの高校や大学、
専門学校等の進学に際し、
費用が足りない…

会社から急遽、解雇を言い
渡され、再就職先を見つけ
るまでの生活費がない…

台風等で住宅が被災し、急遽、
屋根等を修繕する必要がある
が、費用が足りない…

求職活動を行い新たに仕事
が決まったが、初回給与支給
までの生活費が足りない…

障がいがある家族の
通院や通勤で使用する
自動車を購入したいが
費用が足りない…



本制度における「世帯」について

考え方① 本制度においては、生計を同一にしている家族・同居人を含めて一つの「世帯」と考えます。

考え方② 住民票上、世帯分離を行っていても同じ住居で生活している皆様を同一世帯であると考えます。

考え方③ 生計が同一であるご家族等全員の世帯収入を確認させていただきます。

考え方④ 県外へ進学しているお子さんや、単身赴任で働いている方など、同居をしていなくても、同一世帯とみなす場合があります。

考え方⑤ 原則、住民票の現住所と、実際生活している居住地が一致していなければなりません。ただし、DV被害など特別な事情があって一致させることができない場合はご相談ください。

次の①～③のいずれかに該当する世帯であること

① 低所得者世帯

- ・ おおむね市町村民税非課税程度である世帯
- ・ 離職や休業等により、一時的に収入が減少している世帯

② 障がい者世帯

- ・ 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ・ 上記手帳の交付を受けていないが、障害者総合支援法による障害福祉サービスを利用している者の属する世帯

③ 高齢者世帯

- ・ おおむね 65 歳以上の高齢者が属している世帯

※ 生活保護世帯

- ・ 生活保護世帯は、一部の資金種類に限り、利用することができます。
- ・ 借入申込みにあたっては、福祉事務所による事前の承認の後に貸付の審査を行います。福祉事務所のケースワーカーとのご相談状況をお伝えください。

01

個人ではなく、「世帯」の自立を支援する制度です

- 世帯を支援するためには世帯全員の生活状況を把握させていただく必要があります。世帯の皆様の就労・就学・病歴、収入や家計の支出、負債の状況等をお聞きし、必要に応じて確認します。
- 生活福祉資金貸付制度（本制度）を利用することについて、世帯の皆様にご了解いただく必要があります。

※ただし、貸付の「契約」については、原則「世帯の生計中心者」個人と締結することになります。

02

資金の貸付と併せて、必要な相談支援を行います

- 本制度は資金の貸付を行うのみではなく、市町村社会福祉協議会や民生委員、自立相談支援機関等による相談支援を通じ、世帯の課題の解決と自立を図る制度です。
- 本制度は「貸付」制度です。貸付をすることにより現在お困りの状況を解決できる一方で、「債務」を負うという世帯にとっての負担が伴います。順調に返済することが難しくなれば、世帯への支援を目的とした貸付が、世帯への大きな負担となってしまいます。
- ご相談いただいた時点で、貸付による支援が難しいと判断される場合には、他の制度の利用等についてもご案内します。
- 審査の結果によりご希望に添えず、貸付できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。
なお、不承認となった場合、その理由は開示いたしません。

実情を正しくお話しいただくことが大切です

- 本制度は、税金を原資とする公的な貸付制度であり、真に必要性があり、制度の利用が適切と判断できる場合にご利用いただきます。
- 必要かつ適切な支援をご案内させていただくためには、世帯の生活の状況やお困りの実情を正確にお話しいただくことが大切です。
- 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、または貸付金を利用目的外に使用した場合は、貸付金を即時に一括で返還していただきます。
- 負債や債務整理の状況等については、必ずお申し出ください。

自立相談支援機関、民生委員等と連携して支援を行います

- 生活困窮者自立支援制度は、経済的にお困りの方に対し、一人ひとりが抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援が行われます。各市および各町村域を担当する自立相談支援機関が窓口になります。
- 世帯の生活状況や借入をご希望される資金種類に応じて、自立相談支援機関へのご相談をご案内することがあります。
- 併せて、居住地域を担当する民生委員と連携して支援を行います。
- 自立相談支援機関や民生委員との相談や支援を受けることができない、受けたくないという場合には貸付を行うことができません。

1 相談

生活福祉資金はお金を貸付するだけでなく、「相談支援」を一緒に行います。
お困りごとの状況について、お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

2 書類準備

ご相談いただいた内容で、貸付による支援が必要だと判断された場合は、借入理由によって、必要な書類をご準備いただきます。
状況により、世帯員の方から書類を提出いただく場合もあります。

3 申し込み

借入申込書や必要書類を窓口であるお住まいの市町村の社会福祉協議会にご提出ください。
その後、福岡県社会福祉協議会に申請書類が提出されます。

4 審査

申請内容について、福岡県社会福祉協議会が審査を行います。
審査中に追加で聞き取りや書類の提出等をお願いする場合があります。

5 貸付決定

貸付の可否について、文書にて通知いたします。
審査の結果により、ご希望に添えず不承認となる場合もあります。

6 借用書記入

貸付が決定した場合は借用書の取り交わしを行います。
お住まいの市町村の社会福祉協議会を通じ、福岡県社会福祉協議会にて借用書の確認ができ次第、送金の手続きを行います。

7 資金の交付

指定された振込先口座へ福岡県社会福祉協議会より送金を行います。
※緊急小口資金については、借入申込書の提出時に借用書も提出いただくため、貸付決定後、送金を行います。

8 据置期間

据置期間という返済を猶予する期間があります。
資金種類によって据置期間が異なりますが、繰り上げての償還を希望する場合はご相談ください。
据置期間経過後より、借用書に記載されている償還期間、回数で償還していただきます。

9 償還開始

口座振替か払込票による振込での償還になります(口座振替は毎月 20 日、金融機関休業日の場合は翌営業日)。また、途中で償還が難しくなった場合や住所、連絡先等が変わった場合は、申込みをされた市町村の社会福祉協議会、または福岡県社会福祉協議会までご連絡ください。

10 償還完了

償還完了後、借用書を返却いたします。
なお、最終償還期限経過後は、残っている元金に対して延滞利子が発生します。



01 借入申込書※



02 同意書※



03 誓約書（教育支援金の場合）



04 住民票（本籍、続柄の省略のない、世帯全員分）



05 身分証明書（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）



06 振込先口座のわかるもの（通帳、キャッシュカードの写し）



07 取得できる最新の所得課税証明書



08 世帯全員の直近の収入状況がわかる書類（給与明細・通帳の写し等）



09 借用書、口座指定書※

※印の書類は申込窓口
で様式をお渡しします

申請する資金種類によって、上記以外にも提出書類が必要になります。
詳しくはご相談の中でご案内いたします。

【参考】生活福祉資金貸付条件等一覧

資金種類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
1 総合支援資金		失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金				
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ・貸付期間:原則3月、最長12月以内(延長3回)	最終貸付日から6月以内	据置期間 経過後	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内				
2 福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用					
		※以下は貸付上限額の目安		※以下は目安		
	生業を営むために必要な経費	(460万円)	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	(20年)	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	〔 技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円 〕		(8年)		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)		(7年)		
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		(8年)		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		(8年)		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)		(10年)		
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)		
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)		(3年)		
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付の日から2月以内	据置期間経過後12月以内	無利子	不要
3 教育支援資金		低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (専専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
4 不動産担保型生活資金						
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 月30万円以内				必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受け人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期フラットのいずれか低い利率	不要